

岸園賞について

平成 21 年 4 月に故岸園司（きしづのつかさ）元同窓会会長のご家族より 500 万円の寄付をいただいた後、按分した 250 万円を原資とし「岸園賞」を設け、受賞者を選考し表彰することが平成 22 年度拡大幹事会で決定し、平成 23 年度拡大幹事会より第 1 回の選考、決定がなされた。さらに、平成 28 年度から受賞者枠を最大 5 件に広げた。

工学部同窓会では幅広い分野で活躍されている会員（団体）を対象とし、岸園賞の該当者を募集し、その成果・功績を称え表彰する。

＜岸園賞について＞

- | |
|----------------------------------|
| 1) 鹿児島大学工学部の名を高めた者 |
| 2) 工学部同窓会活動に尽力した者 |
| 3) その他上記1)2)号と同等以上の表彰に値する行為があつた者 |

- 各部会より 1 件の被推薦者（団体）を毎年 7 月末までに本部に挙げてもらう。本部幹事会を経て、拡大幹事会に諮る。拡大幹事会での審議後、過半数の部会より承認が得られたら選考されたものとする。
- 本部からの推薦もあり得る。
- 推薦のあった事案についてはそれぞれに対して評価を下す。絶対評価で判断する。
- 被推薦者については各部会に委ねる。（部会で貢献された方、特出している方など）
- 申請者は存命の方に限る。ただし申請後に故人になったとしても判定会には影響しない。
- 投票用紙には部会名を記入することとする。
- 受賞者（団体）への表彰は司会^{つかさかい}で行うこととする。受賞者（団体）は最大 5 件とし、記念品は年間 25 万円で、1 件当たりの上限は 5 万とする。
- 受賞者（団体）は翌年の司会^{つかさかい}にて賞状、記念品授与並びにご講話いただくこととする。

*広く募集するが、応募の際は部会を通して連絡する。

＜受賞者＞

平成 23 年度受賞者 武若耕司氏(しらなみ会)、袖山研一氏(南窓舎密会)

平成 24 年度受賞者 有馬純治氏(錦水会)

平成 25 年度受賞者 安井建築設計事務所 AOI 会グループ(関西 AOI 会事務局)

守安聰司氏、長崎大典氏、中原岳夫氏、奥貴人氏、山本善宏氏

平成 26 年度受賞者 なし

平成 27 年度受賞者 下茂忍氏(機友会) 工学部同窓会大分県支部グループ(本部)

平成 28 年度受賞者 三宅征夫氏(南窓舎密会)

平成 29 年度受賞者 福井泰好氏(機友会)、今村彬氏(錦水会)

平成 30 年度受賞者 炭谷圭二氏(機友会)

令和元年度受賞者 なし

令和 2 年度受賞者 鹿大北辰会(機友会):太田芳明氏、大宮司尚氏、堤直敏氏、柿元邦彦氏

令和 3 年度受賞者 なし

令和 4 年度受賞者 熊澤典良氏(機友会)

鹿児島大学工学部同窓会岸園賞

(趣旨)

第1条 この規則は、岸園司氏の寄附により設置する鹿児島大学工学部同窓会岸園賞（以下「岸園賞」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受賞の対象者)

第2条 岸園賞の対象者は、鹿児島大学（以下「本学」という。）に在学し、次の各号の一に該当する学部学生、大学院生、同窓会会員とする。

- 1) 鹿児島大学工学部の名を高めた者
- 2) 工学部同窓会活動に尽力した者
- 3) その他前2号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められる者

(受賞候補者の推薦)

第3条 各部会の庶務幹事はそれぞれの部会から受賞候補者を、毎年、所定の期日までに、同窓会本部庶務幹事に推薦するものとする。

(受賞予定者の選考)

第4条 受賞予定者の選考は、鹿児島大学工学部同窓会拡大幹事会の議を経て同窓会長が行い、受賞予定者については氏名等を公示するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、同窓会長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として、各部会の総会開催の月に部会で行う。

(基金の運用期限)

第7条 岸園賞の運用期限は、原資が存続する期間とする。

(受賞決定の取り消し)

第8条 受賞予定者が、本学の理念に反する行為を行った場合には、受賞決定を取り消すことがある。

(事務)

第9条 岸園賞に関する事務は、工学部同窓会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成23年5月23日から施行する。

○鹿児島大学工学部同窓会岸園賞に関する申合せ

受賞候補者の選考等は、鹿児島大学工学部同窓会岸園賞規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

- 1 寄附者の遺志である「鹿大の発展を。工学部同窓会の発展を」という理念を理解し、これからの社会の発展、同窓会の発展に寄与できる会員を選考するものとする。
- 2 規則第2条第2号に規定する学生に該当するものは、次のとおりとする。
ボランティア活動や各種社会活動に在学中を通して継続的に参加し、優れた評価を受け、鹿児島大学工学部同窓会の名誉を高めたもの。
- 3 規則第3条第1項に規定するそれぞれの部会からの受賞候補者の推薦件数は最大1件とする。該当者なしの年もあるものとする。
- 4 規則第3条に規定する所定の期日は毎年7月下旬の指定する日までとし、規則第4条の選考は8月開催の工学部同窓会拡大幹事会の議を経て、同窓会長が行い、受賞予定者を公示するものとする。
- 5 規則第4条の選考方法は1件ずつ審査し、各部会の投票の過半数を得られたら決定とする。
- 6 規則第5条第2項に規定する記念品は年間25万円で、1件あたりの上限は5万円相当のものとする。

平成23年5月23日制定

平成25年8月23日改正

平成28年8月19日改正